



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

# ウェルフェア・レポート<sup>®</sup>

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行先：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MRRデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

## 介護職員の平均月給、前年より7,780円増

～厚生労働省

厚生労働省は4月7日、第210回社会保障審議会介護給付費分科会を開催し、3月24日の第34回同分科会介護事業経営調査委員会に報告された「令和3年度介護従事者処遇状況等調査」の結果を了承した。

調査によると、介護職員等特定処遇改善加算を取得している施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額(2021年9月)は2020年9月と比べ7,780円増の32万3,190円だった。同加算を2021年度に新たに取得している施設・事業所についてみると、1万3,410円増の29万3,800円で、同加算の効果が大きいことがうかがえた。給与等を引き上げた理由(複数回答)をみると、「特定処遇改善加算を踏まえて引き上げ」23.1%、「処遇改善加算を踏まえて引き上げ」15.2%、「令和3年度介護報酬改定を踏まえて引き上げ」9.5%、これらにかかわらず引き上げたのが60.5%となっている。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の2021年度の取得(届出)状況については、処遇改善加算を「取得している」事業所が94.1%(前年調査では93.5%)、「取得していない」事業所が5.9%(同6.5%)。特定処遇改善加算については、「取得している」事業所が72.8%(同63.3%)、「取得していない」事業所が27.2%(同36.7%)だった。介護職員等特定処遇改善加算の届出を行わなかった理由(複数回答)については、「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑」42.2%、「職種間の賃金バランスがとれなくなることが懸念」40.2%、「賃金改善の仕組みの定め方がわからない」33.9%、「介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念」33.4%が上位を占めている。

説明を受けた委員からも、介護職員等特定処遇改善加算の届出について、取得手続きや要件の簡素化を求める声が複数挙がった。10月から「介護職員等ベースアップ等支援加算」が新設されることを踏まえ、加算の一本化を訴える意見もあった。

## LIFEの受託事業者変更に伴う注意事項を周知

～厚生労働省

厚生労働省は3月31日、「科学的介護情報システム(LIFE)の受託事業者変更に伴うお問い合わせフォーム等の一部機能の停止及び今後の対応について」を事務連絡した(介護保険最新情報 Vol.1060)。

これまで、LIFEの機能全般や新規利用申請に関する問い合わせは、受託事業者のメールアドレスまたは厚労省のLIFEホームページの問い合わせフォームで受け付けていたが、受託事業者の変更に伴う作業のため、メールアドレスによる受付を3月末日に終了し、4月1日より問い合わせフォームの受付も一時停止した。受付再開は5月中旬を予定し、休止の間はLIFEホームページのFAQ等を参照しての対応を求めている。なお、一時停止等によりLIFEのデータ提出が困難となった場合については、「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」問16の「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、LIFEの関係加算を算定することは可能としている。

また、LIFEに登録した様式情報はLIFEホームページの「様式情報出力」ボタンの押下でPDFファイルとして出力できるが、受託事業者の変更に伴う作業のため、この機能も4月1日より一時的に利用不可となり、再開は4月下旬を見込んでいる。

## 特定介護予防福祉用具に排泄予測支援機器を追加

～厚生労働省

厚生労働省は3月31日、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正を事務連絡した(介護保険最新情報 Vol.1059)。

福祉用具については、厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目および、厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正し、4月から排泄予測支援機器を給付対象として追加。それに伴い、販売・給付にあたっての留意事項を周知している。

留意事項では、給付対象は排尿の機会を予測できることで失禁を回避し、トイレでの排尿が見込める者としている。トイレでの自立排尿を支援するものであることから、介助されていない者、全介助の者は「利用が想定しにくい」としている。また、自立した排尿をめざすため、販売事業者は利用希望者に対し、①利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿をめざす意志があるか、②装着可能か、③居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か、について事前の確認が必要と明記している。

## 未届の有料老人ホームは前年度より 15 件増加

～厚生労働省

厚生労働省は3月31日、「令和3年度有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査(第13回)」の結果を公表した。

2021年6月30日時点で届出された有料老人ホームの数は1万5,363件(前年度比668件増)、未届の有料老人ホームの数は656件(同15件増)で、全体に占める割合は4.1%(同0.1ポイント減)となった。また、前年度に未届だった有料老人ホーム641件のうち、82件が同年6月30日までに届出され、52件が有料老人ホームに該当しなかった。

また、前払金の保全措置の実施状況の調査も行われ、前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホーム1万5,363件のうち、前払金を徴収している有料老人ホームは2,217件となった。このうち、保全措置を講じていない有料老人ホームは44件(前年度比13件増)で、全体に占める割合は2.0%(同±0ポイント)だった。

これらの結果を踏まえ、厚労省は未届の有料老人ホームに関する実態把握や届出促進に向けた取り組みの徹底等を強化するため、▽未届の有料老人ホームに対する厳正かつ適切な指導監督、▽関係部局や市区町村との連携を図るとともに、届出制度の周知を図るなどの取り組みの強化、▽前払金の保全措置を講じていない事業者に対する厳正な指導監督——等を求める通知を、都道府県に発出した。

## 介護福祉士国家試験受験者が前回より 1,401 人減少

～厚生労働省

厚生労働省は3月25日、第34回介護福祉士国家試験の結果を発表した。今回は8万3,082人(前回は1,401人減)が受験し、6万99人(同124人増)が合格。合格率は72.3%(同1.3ポイント増)だった。合格者を男女別にみると、男性が1万7,447人(前回は919人減)、女性が4万2,652人(同1,043人増)で、男性が29.0%(同1.6ポイント減)、女性が71.0%(同1.6ポイント増)と、前回と同様に女性が多い結果となった。年齢別では、41～50歳が最も多く1万6,003人(同268人増)。次に多かったのが21～30歳で1万4,649人(同730人減)だった。

また、今回の試験における経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者は、1,014人(前回は61人増)が受験し、374人(同66人減)が合格。合格率は36.9%(同9.3ポイント減)だった。出身国別の内訳では、インドネシア出身の受験者は448人(同48人増)で、合格者が122人(同24人減)、合格率27.2%(同9.3ポイント減)、フィリピン出身の受験者は380人(同5人増)で、合格者が96人(同34人減)、合格率25.3%(同9.4ポイント減)。ベトナム出身の受験者は186人(同8人増)で、合格者が156人(同8人減)、合格率83.9%(同8.2ポイント減)となっている。

## 2024年度制度改革に向け議論開始、課題を再確認

～厚生労働省

厚生労働省は3月24日、第92回社会保障審議会介護保険部会を開催した。「介護保険制度をめぐる最近の動向について」を議題に話し合い、2024年度介護保険制度改革に向けた議論を開始した。

議論開始にあたり、厚労省より介護保険制度を取り巻く状況についての解説が行われた。今後、日本の総人口は減少していく一方で、75歳以上人口は高い水準で推移し、特に要介護認定率が高まる85歳以上人口は2035年ごろまで一貫して急速に増加する。介護保険制度が始まって21年が経過し、65歳以上被保険者数が約1.7倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3.4倍に増加する見込みである。

今後の高齢者人口の大幅な増加を踏まえると、介護サービスの需要がより高まる一方で、第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数は、サービス見込み量等に基づき推計すると、2040年には2019年比で約69万人の介護職員が追加的に必要になると予測される。その解決のためには地域包括ケアシステムの構築、介護の生産性向上、介護職の処遇改善やその財源などについて議論を尽くすべきであることを改めて強調した。

そのほか、「地域共生社会の実現と2040年への備え」として、介護保険制度改革とともに社会福祉制度改革を進めていることを示し、その一つとして社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」の創設の意義が示された。

こうした動向を踏まえ、今後、次期制度改革に向けた議論が同部会で本格的に行われていく。

## 建設等単価など、社会福祉充実残額の算定指標を改定

～厚生労働省

厚生労働省は3月24日、「『社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準』に基づく別に定める単価等について」（2017年1月24日付け社援基発0124第1号社会・援護局福祉基盤課長通知）の一部を改正し、4月1日より適用することを都道府県等に通知し、管内市区町村や社会福祉法人等の関係者に周知するよう依頼した。

今回の改正は、直近の統計等を踏まえて社会福祉充実残額を計算するための参考指標を見直したもの。改正点は次のとおり。①1㎡当たりの建設等単価について、29万円とする（前25万円）。また、各年度の建設工事費の実質額を算定するための建設工事費デフレーター（建設総合指数）も改定する。②一般的な自己資金比率を24%とする（前22%）。③大規模修繕に必要な費用の割合を23%とする（前30%）。